

令和4年度事業計画及び予算を承認

第119回理事会議事概要

令和4年3月1日（火）

ビルメンテナンス会館4階

第1 審議事項

第1号議案 入会の承認について

その1 正会員 株式会社松竹サービスネットワーク

その2 賛助会員 株式会社THIRD

その3 賛助会員 信越アステック株式会社

標記正会員1社、賛助会員2社の入会について提案説明があり、それぞれ全会一致で承認された。

第2号議案 令和4年度事業計画（案）について

令和4年度事業計画について、関連がある第3号議案令和4年度予算、第4号議案令和4年度資金調達及び設備投資の見込みとともに一括して提案を受けた後、個別に採決され、いずれも全会一致で承認された。

■提案説明

① 新規の事業

障がいの『掃除お仕事紹介』チラシの作製と労務の『ヒヤリハット事例集』の作成。『現場警備責任者のためのQ&A』テキストの作成。保全の職場におけるチームワーク向上のための調査研究。警備の現場管理者向け非常時対応スキルアップ講習の開催。障がいの「よくわかる床清掃講習」など4つの講習の開催である。

② 隔年開催の事業

海外研修視察は、本来であれば令和4年が開催年に当たるが、いまだ欧米等のコロナの収束が見通せないことから、今回は計画していない。一方、ビルメンテナンスフェアは、開催年ではないが、3年度はコロナ禍で開催を中止したため、代替開催する。

③ 事業の拡大

現任警備特別教育（1号）講習等3事業

④ 事業の縮小

現任警備員基本教育講習等4事業

⑤ 事業の終了

警備の『警備員教本』、『警備員手帳』の改訂作業の終了、障がいの東京都教育庁受託事業など6事業である。

⑥ 移管事業

これまで総務委員会で所管していた相談事業、品質改善事業など5事業は、それぞれ協会の事業として十分定着してきたことから、この際、本来所管することが望ましい広報委員会、経営研究委員会、財務委員会に移管することとする。

⑦ その他

アビリンピック東京大会については、毎年開催に協力している。

第3号議案 令和4年度予算（案）について

■提案説明

1 事業活動収入

会費収入、講習会等の事業収入ともに、おおむね3年度予算と同額を計上している。

雑収入は、3年度に計上したビルメン事業共同企業体からの令和元年度以来の出向人件費の戻りがなくなるため、マイナス754万円となる。

これらの結果、事業活動収入は、3億844万円、3年度予算比マイナス840万円、増減率は97%となる。

2 事業活動支出

<事業費>

- ① 建築物の環境衛生の向上に関する事業費は、ヒヤリハット事例集の作成費用を計上し、3年度比112万円の増となる。
- ② 犯罪の防止・治安の維持、災害の防止に関する事業費は、警備員教本と警備員手帳の改訂が3年度で終了するため、3年度比マイナス282万円である。
- ③ 建築設備機器の事故の防止に関する事業費は、講習会動画作成やテキスト増刷費用を計上し、3年度比597万円の増となる。
- ④ 普及啓発・活用の事業費は、2月の三役会後に各位には予算案を送付したが、広報委員会から、利用者の利便性向上のため、ホームページのリニューアル予算210万円の追加があり、協会ホームページの充実等が

428 万円に増額された。EC サイトから利用者が講習申込をすると、自動で受講票が発行される機能等が付加される。この結果、事業費計は 3 年度比、613 万円の増となる。

- ⑤ 収益等その他の事業費は、協会周年事業費を計上し、3 年度比 1,277 万円の増となる。

＜管理費＞

設備保全等の専任講師の採用や、今回徳島で予定されている全国協会総会開催のための役員等の交通費、東京協会総会の通常開催費用を計上し、3 年度比 761 万円の増となる。

以上の結果、事業活動収入から管理費及び事業費計を差し引いた事業活動収支差額は、マイナス 7,895 万円となる。

＜次期繰越収支差額＞

事業活動収支差額に積立金の積立、取崩を加えた当期収支差額はマイナス 8,229 万円となり、3 年度からの繰越額を加えた 5 年度への次期繰越収支差額は 8,222 万円となる。

＜令和 4 年度予算案（正味財産増減計算書ベース）＞

令和 4 年度末の「正味財産期末残高」は、9 億 1,415 万円となる見込みである。

＜令和 4 年度予算正味財産増減計算書内訳表＞

「評価損益等調整前当期経常増減額」の公 1～4 の額は、いずれもマイナス。すなわち公益事業に関する収入より費用が多くなっている。会費等の公益目的事業共通の 8,789 万円を加えた公益目的事業計もマイナス 9,730 万円になっており、収支相償の基準を満たしている。公益目的事業計の比率は 61% となり、公益目的事業比率が 50% を超え、基準を満たしている。

遊休財産保有限度額については、現時点では算出できないが、4 年度はビルメンテナンスフェアの開催、60 周年記念事業等が予定されており、4 年度末の遊休財産保有率は基準の 100% を下回ると予想される。

以上、令和 4 年度の予算は、公益法人の財務基準である「公益事業比率」、「収支相償」、「遊休財産保有制限」の 3 点を満たすと見込まれる。

第4号議案 令和4年度資金調達及び設備投資の見込みについて

■提案説明

資金調達については、融資等を受ける必要のない健全な財政状態であり、資金調達の予定はない。

設備投資の見込みは、2階AV機器更新工事をはじめ7件の会館工事等があり、合計で3,800万円となる。

7件のうち3件は、中期修繕計画上の令和4年度予定工事ではないが、内装や設備等の消耗度合を勘案し、令和4年度に実施する。

第5号議案 諸規程等の制定及び改正について

その1 定款施行規則の一部改正

その2 理事会による役員候補者の推薦に関する規程の一部改正

その3 会員の入退会、倫理等に関する規則の一部改正

その4 事務局職員の育児・介護休業等に関する規則の制定

その5 入会等に関する細則の一部改正

その6 事務局職員給与規程 基本給表の一部改正

その7 経理規則の一部改正

諸規程等の制定及び改正について、いずれも全会一致で承認された。なお、その1からその3については、次回の総会付議事項となる。

■提案説明

その1 定款施行規則の一部改正

改正の趣旨は次の2点である。

1つ目は、緊急時の会費減免や退会会員の再入会にかかる入会金免除等について明記するほか、入会金減免などの入会促進活動ができるように改正する。令和2年度及び今年度、コロナ禍に伴う特例措置として会費の半額減免を行っているが、正式に規定する。具体的には、第4条の入会金及び会費に、緊急時の会費減免等について、第2項から第4項として追加する。

2つ目は、役員の選任方法について、規程上の欠缺を是正する。定款第23条第1項では役員の選任は「別に定める」としており、定款施行規則第7条が該当条文となるが、ここでは役員選任のうち、立候補による役員のことしか定めておらず、定款第23条第2項にある理事会推薦理事のことが抜け落ちているため、文言を追加する。

その２ 理事会による役員候補者の推薦に関する規程の一部改正

本改正も、役員の選任方法について、規程上の欠缺を是正するものである。第１条の規定の目的に、参照条文としての定款第２３条第１項を追加する。

その３ 会員の入退会、倫理等に関する規則の一部改正

改正の趣旨は、賛助会員の継続入会について追記するものである。会社合併等に伴う継続入会については、賛助会員についての規定が未整備であるため、第６条の継続入会について、第３項を追加するとともに、以下の項番を繰り下げる。

その４ 事務局職員育児・介護休業等に関する規則の制定

令和４年改正の「育児・介護休業法」の施行に伴い、新たに「事務局職員育児・介護休業等に関する規則」を制定する。法改正の趣旨は、男性を中心に、育休を取りやすくするための制度改正及びそのための環境整備を行うことにある。

新たに加わる内容は、令和４年４月１日施行分では、雇用環境の整備、個別の周知・意向確認の措置の義務化や有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和である。令和４年１０月１日施行分では、産後パパ育休の創設や育児休業の分割取得である。

本規則の制定に伴い、従来の「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う事務局職員の勤務の取扱いに関する規則」は廃止する。

その５ 入会等に関する細則の一部改正

改正の趣旨は、その３と同様、賛助会員の継続入会について追加するものである。第３条の継続入会について、第２項に、賛助会員が、資本関係等にある非会員に事業譲渡し、事業譲渡された会社が引き続き賛助会員として継続する場合の取扱いを追加するとともに、以下の項番を繰り下げる。

その６ 事務局職員給与規程基本給表の一部改正

現在、職員の年間賞与支給月数を見直し、給与総額の原資は変えずに賞与から本俸への振替えを行っており、令和４年度は３か年計画の２年目となる。この措置に伴い、次年度に基本給表の上限に達する者がいるため、１級から４級の各号の最高号数を５号伸ばすものである。なお、５級及び６級職はそれぞれ事務局次長、事務局長職に当たるが、当面必要ないため、今回は改正しない。

その７ 経理規則の改正

主な改正点は２点である。

1 つは、現状の運用に照らし、役職者を整理した。記載の責任者・担当者の任命権者を定め、不要な役職者を削除した。

2 つ目は、予算流用に関する内規の内容を追記した。有効に予算を活用するために、これまで内規として定められていた流用の運用方法を追記した。

第 6 号議案 第 12 回定時総会の招集について

第 12 回定時総会の招集について提案があり、全会一致で承認された。

■提案説明

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会定款第 16 条第 1 項に基づき、通知する。

日時は令和 4 年 6 月 2 日、午後 2 時 30 分から、会場はビルメンテナンス会館である。

議案は 5 月 10 日開催の第 120 回理事会で決定する。報告事項は、一般報告、全国協会報告、令和 4 年度事業計画、令和 4 年度予算である。

現状に鑑み、総会終了後に実施している懇親会は実施しない。会場については、三密を避けるため席数を制限するとともに、換気を十分に行う。

第 2 報告事項

(1) 全国協会報告

2022 年ビルメンテナンス議員連盟に対する要望書の回答

全国協会では全国ビル政連と連携し、自由民主党やビルメンテナンス議員連盟に要望を行っているが、ビルメンテナンス議員連盟を通して関係省庁から回答があった。

要望事項 1 の建築物衛生法改正については、長年、建築物環境衛生管理技術者選任の義務の緩和を要望してきたが、今回、特定建築物の所有者等との合意があれば、一人の建築物環境衛生管理技術者が複数の特定建築物の管理技術者を兼任できるようになった。現在、兼任要件の詳細について、厚生労働省と全国協会で調整中である。施行は 4 月 1 日である。

(2) 委員会報告

ア 総務委員会

令和 4 年 新年賀詞交歓会の実施報告

1月12日に浅草ビューホテルで開催した新年賀詞交歓会の結果がまとまった。

今回は感染対策から各社1名の参加としたため、入場者数は114名と、例年の1/3程度であった。収支だが、食事やアルコール類の提供をやめて会費を1名5,000円とした関係もあり、収入は48万5,000円、支出は238万5,000円、収支差額は190万円である。この額を当協会と東京ビルメンテナンス政治連盟で2：1の割合で負担し、協会負担は126万7,000円となった。

イ 財務委員会

(ア) ビルメンテナンス会館管理業務委託の入札結果報告

令和4年度から向こう3年間の当会館管理業務委託入札を実施したが、入札参加数は6社であった。今回は本格的な総合評価方式を導入し、財務委員会で厳正に審査・選定した結果、グローブシップ株式会社が落札者となった。同社は、現在も当会館の管理業務を受託している。

(イ) ビルメンテナンス会館修繕工事の実施報告

7件の工事中、3件はJVからの出資配当金を原資とし、講習会設備の拡充と効率化を図るため実施、うち地下ドライエリアのオーニング工事等は実施済み。他4件は劣化や破損等により計画されていた修繕を実施するもので、一部実施済みである。

ウ 労務管理委員会

(ア) 短時間労働者の社会保険適用拡大セミナーの実施報告

2月25日、「短時間労働者の社会保険適用拡大」セミナーを実施した。講師に社会保険労務士の高橋健様をお招きし、オンライン配信で実施した。短時間労働者への社会保険の適用拡大については、今年10月から、従業員数101人以上の規模の企業に順次拡大されるが、この拡大による様々な影響や、今後の各社における具体的な対策について、分かりやすく説明していただいた。参加者は、約80名。

(イ) 短時間労働者の社会保険適用拡大リーフレットの製作報告

このリーフレットは、上記セミナーの核となる部分をコンパクトにまとめたもので、講演者の高橋様に執筆をお願いし、今回のセミナーに合わせ、

会員企業に配付した。

(ウ) リスクアセスメントの手順 冊子の改訂報告

リスクアセスメントについて講習で使用するテキストを、最新の法改正を反映し、改訂した。

(エ) ビルメン体操 転倒防止動画制作及びイラストカードの製作報告

業界の労働災害で非常に多い転倒対策として、日々の体力づくりのため、現場で体操を簡単に行える動画と、その動画を詳しく解説するイラストカードを作成した。

(オ) 今こそ学ぶこれからの転倒予防・防止セミナーの開催

近年の転倒災害の傾向や特徴や転倒予防の教育方法などを分かりやすく解説するセミナーを、3月30日に開催する。講師は、労務管理委員会委員の森井梢江氏にお願いする。

エ 厚生委員会

令和3年度下期厚生事業の実施報告

東京都交響楽団演奏会招待事業については、2公演分実施した。本招待事業は年4回計画したが、新型コロナの影響で、3回の実施となりました。

明治座観覧補助事業は、舞台観覧の半額補助を行う新規事業であるが、新型コロナの影響で、一部キャンセルが出たが実施した。

オ 経営研究委員会

(ア) 適正価格による契約締結をお願いするチラシの製作報告

最低賃金の上昇により、ビルメンメンテナンス業の労務費負担は年々増加しているが、契約改定では反映されない現場も多くあるため、契約改定の際にビルオーナーに啓発を行うためのチラシを製作した。

(イ) 人手不足対策セミナーの実施報告

1月31日に人手不足対策をテーマに、現在の求人動向や協会の求人サイトの紹介のほか、賛助会員ユアマイスター株式会社の製品紹介を行うセミナーをオンライン配信した。参加者は40社43名だった。

カ 警備防災委員会

警備員のためのおもてなしセミナーの開催

3月14日に「警備員のためのおもてなしセミナー」を開催する。警備員の仕事は、サービス業としての側面もあり、質の高い接客やコミュニケーションが求められる現場も少なくない。今回は、ビジネス研修を専門とする株式会社インソースから、ホテル支配人として社員教育に携わっていた講師を招き、警備員が身につけるべき接遇を学ぶ。

キ 建築物施設保全委員会

カーボンニュートラル時代における省エネセミナーの開催

3月4日に「カーボンニュートラル時代における省エネ」をテーマにオンライン配信にてセミナーを開催する。カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを意味し、脱炭素に向けた取組みは、社会的に重要視されている。今回は、省エネに焦点を当て、省エネの進め方や技術の説明、BEMS データを活用したエネルギー管理について講演していただく。

ク 障がい者等自立支援委員会

(ア) 障がいのある社員の現場紹介動画制作報告

障がいのある社員の現場紹介動画「障がい者スタッフの1日を追って」が完成した。障がいのある社員の勤務風景とインタビューからなる約7分の動画である。実際の現場の作業風景のほかに、責任者が注意している点や社員の仕事への思いなども収録しており、障がい者雇用の現状を知ることができる。この動画は協会ホームページに掲載している。

(イ) 第20回東京アビリンピックへの協力報告

2月19日、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部主催の第20回東京アビリンピックが開催され、当協会はこの大会に協賛、検定委員・補佐員を派遣し、協力した。

金賞を受賞した選手は、令和4年11月4日から千葉県幕張にて開催される全国アビリンピックに東京代表として出場する。

(3) 事務局報告

ア 主な出来事(1・2月)

1月4日：会長年頭挨拶、全国協会会長年頭挨拶

- 12 日：第 118 回理事会及び新年賀詞交歓会
- 19 日：全国協会都道府県協会会長会議
- 2 月 1 日：三役会
- 9 日：地区本部事務局長会議
- 11 日～20 日：ドライエリアオーニング設置工事、研修室サブ
モニター設置工事、5 階給湯室改修工事
- 24 日：地区本部長会議

イ 今後の予定

- ・ 4 月 5 日：三役会
- ・ 5 月 10 日：三役会、第 120 回理事会
- ・ 6 月 2 日：第 12 回定時総会
- 7 日：三役会
- 20 日：創立 60 周年記念式典及び優良従業員表彰式
於）東京国際フォーラム
同祝賀会 於）東京會館
- ・ 7 月 5 日：三役会、第 121 回理事会
- 21 日：全国協会定時総会 於）徳島市 JR ホテルクレメント徳島

ウ 会員数の推移

正会員 511 社、賛助会員 70 社

エ 令和 4 年度講習会の案内冊子

講習会の案内冊子は従前以上に見やすさに配慮したものとしました。

第 3 その他

（1）建築物施設保全委員会の講師を兼任する委員の推薦のお願い

建築物施設保全委員会の講師を兼任する委員については平均年齢が 70 歳を超えており、近い将来、講習会の開催が危ぶまれる状況である。お心当たりの方がいらしたら、ご推薦をお願いしたい。